

令和6年度第2回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期 日 令和6年5月9日(木) 午後2時30分開会

2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室

3 出席委員(15名)

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
3番	足立正道	4番	石渡文久
5番	牛玖良一	6番	鈴木孝徳
7番	林重孝	8番	山崎宏
9番	立田正人	10番	藤崎光弘
11番	太田原修	12番	江川昌子
13番	三門増雄	14番	兼坂仁
15番	石田和久(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)に対する
意見について

議案第5号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の
公表について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 康秀

副主幹 中嶋 広明

主査 大塚 孝

◎開 会

(午後 2 時 3 0 分開議)

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、只今より、令和 6 年度第 2 回農業委員会総会を開催させていただきます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会の開催は、令和 6 年 6 月 7 日（金） 会場は佐倉市役所 1 号館 6 階、農業委員会会議室におきまして、午後 2 時 3 0 分から開催いたします。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は 1 5 名で、佐倉市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 6 年度第 2 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第 2、会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議はないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。

議席番号4番 石渡 文久委員、議席番号5番 牛玖 良一委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第5号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

以上、5議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。

事務局の説明をお願いします。

◎議案第1号の説明

○事務局長

議案について、説明いたします。

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可について、売買に伴う所有権の移転1件3筆の審議を求めるものでございます。詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

只今、事務局より説明がありました。

議案第1号第1項につきまして、調査報告を鈴木委員より願います。

求めるものでございます。

議案第2号第1項につきまして説明をいたします。

申請者は、佐倉市●●の●●●●●株式会社で建設業を営んでおり、申請地は会社の敷地に隣接する畑で、佐倉市●●●●●に住む●●●●●さんが所有する●●●の●●筆●●●㎡に資材置場と駐車場を設置するため、転用を伴う所有権移転を設定しようとするものです。

申請地は、●●から●●●●●に向かう市道●●●●●号線●●●●●の●●●●●の信号を左に入った●●●●●そばの●●●●●地先です。市街化調整区域内の10ha規模の集団性がない農地であり第2種農地と思われま。

許可要件につきましては、議案第2号第1号の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

只今、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方はご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。

なお、発言する際は挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

●●●●●株式会社の代理人をしています、役員の●●●と申します。よろしくお願ひします。申請内容としましては、弊社の隣地に関わる部分の土地を購入し農転をかけさせていただき駐車場と資機置場を設置したいと思っております。土地の利用計画は以上です。

○議長

ただいま、申請人により説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いいたします。

○立田委員

議席9番、立田でございます。

いくつか質問させていただきます。

まず、文化財調査ですが、かなりの土を取るような形になりますが、文化課との協議等

がありましたらその旨を報告いたします。

○申請人

一応申請は出しております。試掘をしていただくということになっております。受付の書類は添付させて頂いております。

○立田委員

試掘によっては文化財調査が必要であるということで宜しいですか。

○申請人

はい。

○立田委員

隣接の土地と高低差ができるような構造になろうかと思えます。エル型ブロックより、高低差はどの位になりますか。

○申請人

上の畑のところから下に設置します駐車場ですけども、約1.6mから1.9m位の高低差ができると考えています。

○立田委員

そうしますと、エル型ブロックの天端ですけども、隣との土地の間で高低差ができますが落下防止、或いはフェンスとか、危険回避のための対応というのはどうなっていますか。

○申請人

隣地の●●さんの畑と擁壁を設置する部分には約1.5m位あけて設置しようとしています。それで、●●さんの畑と境界部分に関しましては、重量ブロックで区切って、立ち入りができないようにしたいと思っております。

○議長

何か他にございますか。

○眞野委員

議席番号2番、眞野です。

砂を搬出するということですが、ここの道路自体が狭いのですがどのような計画をして

○議長

ただいま、申請人により説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○三門委員。

議席13番、三門です。

賃借権は何年ぐらい予定されていますか。その1回目の契約が終わったら、その後また継続されるのかお聞きします。

○申請人

3カ所とも賃借権の契約は20年でございます。なお、継続するかどうかにつきましては、現在のところ、機械等の存続の有無等もございますので、基本的には未定ということでございます。以上でございます。

○三門委員

20年位先は不明ですけれども、もし20年で契約が終わるとなった場合は、そちらで全部撤去し、直ちに戻すってということでしょうか。

○申請者

今、ご質問ございましたように20年で契約が終了することになった場合は、原状回復ということで考えております。

○議長

何か他にありますか。

○立田委員

議席9番、立田です。

大きく2点確認させてください。まず1点目です。文化財調査に関して土地を掘削することはないと思いますが、文化課との協議内容を伺います。

○申請人

文化課とはあらかじめ協議をしており、●●地先●●●●番は埋蔵文化財がある可能性がある土地でございますので、申請、届け出をさせていただいております。

工事の際に万が一、埋蔵文化財等が出た場合は文化課と協議をしながら進めていくことになっています。

○立田委員

もう1点ですが、これは全国的に問題になっていますが、用地の雑草が繁茂して周辺の畑等に迷惑をかけていることがあるようですが、雑草対策はどうしますか。また、雨水は自然浸透ということでしたが、降雨量が多くなると道ができ雨水が流出することもあります。これらは、環境省のガイドラインの中にも、チェックリストがあります。それともう1つは防犯ですが、先ほど盗難事件に備えて遠隔で安全対策をするということでしたが、日常の管理体制と大雨等の管理体制、雑草、雨水関係について、非常災害時の管理体制はどうなっていますか。

○申請人

それでは、3点につきましてお答えいたします。

まず、雑草対策は定期的に除草、こちらを徹底していくことを計画しております。それから、雨水対策は基準に従った形で対応することを考えています。また、防犯は先ほど冒頭で説明したように遠隔の監視装置をつけ、定期的に人による点検を計画しています。

○立田委員

雨水管理基準に従ってということですが、どういう基準ですか。

○申請人

先程、ご指摘がございました、いろいろなガイドライン等に沿った形で行っていくということです。

○立田委員

大雨等が発生した場合につきましては、しっかりした対応をお願いします。

○申請人

こちらで、対応してまいります。

○議長

他に何かございますか。

○林委員

議席7番、林です。

土地利用計画図では畑の3分の1位が空きになっているが、日当たりが悪いからですか。

り、第2種農地と思われます。許可要件につきましては、議案第2号第5号、第6号の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。以上でございます。

○議長

ただいま、議案第2号第5項、第6項について事務局より説明がありました。

本件につきましては、転用面積が3000㎡を上回っていることから事前に現地調査会を実施しておりますので、調査委員長の立田委員より調査報告をお願いいたします。

○立田委員

議席番号9番、調査委員の立田でございます。

令和6年5月7日火曜日、9時30分より開催した事前現地調査会の結果につきまして報告をいたします。

申請人、●●●●●●●●より農地法第5条の規定による許可申請がありました。

転用面積が3000㎡を超えることから、申請人の出席を求め、会長、担当地区農業委員及び推進委員、事務局により現地調査会を行いました。

申請地は佐倉市●●●●●●●●、地目 畑、面積●●●●㎡。使用用途は●●●台分の車両置場用地となっております。事業者は同地域で車両販売・リース事業を展開しており、事業規模拡大を計画しており、本申請することになりました。

なお、転用を伴う賃借権の設定と転用伴う所有権移転を申請するものでございます。

申請地は、●●●●の境に近くで住宅などが点在する市街化調整区域の集団性のない第2種農地と思われます。申請内容については、総会議案のとおりでございます。

許可案件については、許可基準である立地基準、資力や信用については問題ないものと思われませんが、周辺への影響を考慮し、次の点について伝えました。

1点目、申請地は周囲を赤道で囲まれていることから、土入れや路盤整備をする際は、赤道に影響が及ばないように十分注意をすること。

2点目、申請地西側の水田に繋がる赤道部分は、今回の整備により路面が低くなり、法面構造となることから、当該箇所が比較的やわらかい地盤であることにも留意し、整備の雨水流出等により崩れないようにすること。

3点目、地表面掘削時に、埋蔵文化財の有無に注意を払い、確認された場合には、速やかに佐倉市文化課と協議すること。

以上3点を指摘いたしまして、申請者側が対応する旨の確認ができたことから、申請内容とあわせて、調査会としては、許可相当と判断をいたしました。

以上、事前現地調査の報告でございます。

○議長

報告ありがとうございました。

ただいま、立田委員より報告がありました。何か質問等がございましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第5項、第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第5項、第6項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明いたします。

総会議案4ページをご覧ください。

令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしまして、使用貸借権の設定は0件、賃貸借権の設定は4件、16筆、32, 332㎡でございます。いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案4ページから7ページをご参照の程お願いいたします。

以上でございます。

○議長

申請番号1番、2番については、石渡委員が関係する案件でございます。

佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

———（委員退席）———

○議長

それでは、関係委員が退席されましたので、審議を行います。

申請番号1番、2番について、何かご質問等がございましたらお願いします。

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

申請番号1番、2番について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、申請番号1番、2番は承認と決しました。

委員を入室させてください。

続きまして、申請番号3番につきまして、審議を行います。申請番号3番について、何かご質問等がございましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

申請番号3番について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、申請番号3番は承認と決しました。

続きまして、申請番号4番につきましては新規就農者による申請であります。

今回、申請人を呼んでおりますので、申請番号4番の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方はご苦労さまでございます。

自己紹介の後、今後の営農計画などについて説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

はじめまして、●●と申します。よろしくお願いいたします。

私は、今年度から●●地域において畑作を中心に新規就農者として営農を考えております。面積としては、●●●●㎡で、中心の作物としては、甘藷を考えております。

現在、借りた畑の耕運をしており、これから正式に借りることができれば作付けを進めたいと思います。今後の営農の展開ですけども、●●●●㎡からもう少し利用できる土地があれば、1 haぐらいまで拡大していきたい気持ちでおります。以上です。

○議長

ただいま、申請により説明がございました。何か質問等がありましたらお願いします。

○江川委員

議席12番、江川です。

●●さんの近所で営農をしているのですが、●●●から通ってらっしゃるのですか。

○申請人

今は●●●から通っていますが、今年中には佐倉市内に住居を構えたいと考えています。

○江川委員

うちの地域に新規就農の方が何人かおりますが、一番困っているのが農機具や資材の置き場で皆さん建物を探しているようですが、●●さんはどうなさるのですか。

○申請者

今、トラクターを所有していますが、その置き場所は土地を貸してくださる予定の地主さんからの好意で空地のスペースを利用させていただいております。その他、地主さんの土地に資材置場としてビニールハウスを組み立てています。

○江川委員

サツマイモに関しては収穫してからの保存が非常に難しいと思いますが、その辺はどうお考えですか。

○申請者

私も保存の場所はかなり場所をとるし、温度管理も大切だと思うんですけども、今はその途中のイモ穴管理にすべきか、これ以降、電源がある場所を購入していくか手探りの状態です。イモ穴については、お借りできた畑の一部を掘削していくことを考えています。

○江川委員。

これから面積を広めていくと保存が一番ネックになると思いますので、そこをきちっと考えていただきたいと思います。

○議長

他にございますか。

○三門委員

議席13番、三門です。

研修先の●●●●●農園はどちらにあって、どういう内容で仕事をされているのか参考までに教えてください。

○申請人

研修先である●●●●●農園は●●●●●にあります。●●●●●さんは●●●●●の指導農業者で、30年以上、●●●●●で指導されている方です。私は、去年の4月下旬から先月の20日まで1年間、研修生としてお世話になっております。●●●●●さんは、年間を通して水稲やキノコ栽培を含め、畑作では夏野菜、秋野菜を栽培し年間100種類以上、有機志向の農家さんでした。

○藤崎議員

議席番号10番、藤崎です。

サツマイモということですが、出荷の際の洗浄で水を使用するのですが、水の確保、作業場などはどう考えているのでしょうか。

○申請人

先ほど江川委員からもご質問あったように、まずはスペースを用意しないといけないと思います。水源に関しては、まだ使える水源もわかっていないので未定です。ただ、出荷する場合には大量の水、もしくは貯めておく大きなタンクがないとできないのは知識としてありますので、収穫までには段取りをつけたいと思います。

○林委員

議席番号7番、林です。

先ほど●●●●●さんのところで研修されたということですが、●●●●●さんは有機であると思うんですけど、有機でやられるのですか。佐倉市ではオーガニックビレッジに取り組んでいます。その辺も含めてどうお考えですか。

○申請人

先ずは、慣行の方向で行おうと思っています。既に、土壌消毒を先月末に行っていました、農薬を使うっていうことを最初は考えています。ただ、研修先で学んだように、土壌改良や有機質の資材を活用した有機的な作業方法も中長期的なコストとの折り合いがつけば取り入れていきたいと考えております。

○議長

他にございますか。ございませんか。ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をしましたので、これより採決をいたします。

申請番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、申請番号4番について、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第4号 令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◎議案第4号の説明

○事務局長

総会議案8ページをご覧ください。

令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農地の賃借を行うため、農用地利用集積等促進計画（案）の作成を公益社団法人千葉県園芸協会から市長に依頼され、同条第3項の規定により農用地利用集積促進計画（案）の意見を聴取するものです。

利用権の種類といたしまして、賃貸借権の設定は1件、2筆、6330㎡でございます。いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案8ページから10ページをご参照の程お願いいたします。

議案第4号 令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見に関する

説明は以上になります。

○議長

議案第4号 令和6年度第1次農地利用集積促進計画（案）に対する意見に関する説明は以上となります。

本申請は1件で新規就農者に関するものでございます。今回、新規就農者を呼んでおりますので入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方はご苦勞様でございます。

自己紹介の後、今後の営農計画についてご説明をお願いします。

なお、発言する際には挙手のうえ、議長の許可を求めてください。

それでは申請人。

○申請人

名前は、●●●●と申します。

私は、千葉県佐倉市●●●●●で生まれ育ちました。大学を卒業し一般企業で3年程仕事をしました。2年程、地元の佐倉市●●●の農家さんで農業研修を受けまして、今年から新規就農という形で準備を進めているところです。

まず、農業をやろうと思った動機についてお話します。動機としてはもともと体を動かすことや自然に興味があり、農業に興味を持ちました。そんな中で、たまたま地元で農業をしている●●●の農家さんを知り、研修させていただく中で、農業で生活をしたいと決めました。次に栽培していく作物についてお話します。メインの作物は、落花生を考えております。落花生でも煎りさや用の落花生をメインに考えております。その他にじゃがいもと季節野菜、今の時期だと枝豆などを主に栽培しようと思っております。栽培の方針としては、なるべく化学肥料、農薬に頼らない栽培を目指し、作物に様々な価値をつけていきたいと思っております。土づくりは緑肥を活用する方針ですが、病虫害等でやむを得ない場合は、農薬等の使用も考慮しています。次に、必要な機械や作業場所についてです。現在、所有している主な機械は、トラクター、管理機、軽トラック、落花生の脱粒機、マルチャー。それらを格納する小屋もあります。今のところ、落花生栽培に必要な一通りの機材はそろっていると思います。次に、販売経費、販路についてお話します。落花生をメインとして、収益の柱としたいと考えております。まず、既存のルートで卸しをしていくことを主として、徐々に直販比率を高めていけるように計画しています。大まかに年間の経費としては100万円程度、収入としては今後5年で700万程度を目標としています。私の説明は以上になります。

○議長

ただいま申請人により説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いいたします。

○藤崎委員

議席番号10番、藤崎です。

2haと最初に言っていたんですけど、家族構成員は本人と奥さんということで、2人で営農するのが最終目標ということで宜しいのですか。

○申請人

2haというのは落花生ということでありまして、1度に2haの作付けをするという意味ではなくて、今考えているのは、2haを約3分割にして落花生を栽培するところそれ

以外のところ、緑肥を育てるところ、ローテーションをしていくというふうに考えているので、連作をなるべくしたくないというところがありますので、なるべく大きな広い畑を目指して、安定した栽培をしていきたいと思っております。

以上です。

○江川委員

議席12番、江川です。

さや煎りということですが、自分のところで作ってしまうのですか。

○申請人

今年度は泥付きで卸すことを考えております。ただ、最終的には自分のところ焙煎までを考えております。今、香取の方で大規模に作っている農家さんから技術等の勉強をさせていただいているところです。

○林委員

議席7番、林です。

先ほど藤崎委員の質問にあったのですが、奥さんも一緒に作業するのですか。

○申請人

主に、私1人で営農する考えでおります。私の農業経営が安定するまでは、私1人で農業をするというふうに考えております。

○議長

他にございますか。ないようですので申請人には退席をお願いします。

ご苦労さまでした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第5号 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◎議案第5号の説明

○事務局長

議案第5号につきまして、ご説明いたします。

総会議案11ページから18ページをご覧ください。

令和5年度の農業委員会の農地利用最適化の推進状況その他事務の実施状況につきまして、公表するものです。

農業委員会等に関する法第37条の規定に基づくものでございます。この規定では、「農業委員会は、最適化活動の成果及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして、点検・評価を行ったうえで公表することが重要である」と記載されていることから、別紙のとおり令和5年度の目標について、実施状況を報告するものです。

なお、総会後には千葉県など関係機関に報告するとともに、市ホームページにおいて公開するものです。それでは、説明をさせていただきます。

初めにⅠ農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）、1農業委員会の現在の体制、2農家農地等の概要、経営体数、農業者数、耕地面積、認定農業者数などにつきまして、4月の総会におきましてご審議いただきました。令和6年最適化活動の目標の設定等と同様の数値となっております。数値につきましては、農林水産省が発行している農林業センサス、耕地及び作付面積地統計のほか農政課からの情報提供によるものです。

Ⅱ、最適化活動の実施状況、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積、①現状及び課題、②目標は昨年度策定いたしました、令和5年度最適化活動の目標の設定目標より目標値を引用しております。③実績につきましては、令和5年度最適化活動の目標の設定目標より目標値を引用しております。（2）遊休農地の発生防止・解消、①現状及び課題、②目標は昨年度策定しました、令和5年度最適化活動の目標の設定目標より目標値を引用し

ております。③実績につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様が令和5年12月から令和5年1月に実施した遊休農地調査の結果を集計した数値となっております。(3)新規参入の促進①現状及び課題及び②の目標については、令和5年度最適化活動の目標の設定目標より目標値を引用しております。③実績につきましては、農政課からの情報提供及び令和5年度農用地利用集積計画から算出した値です。

続きまして15ページ。2最適化活動の活動目標ですが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、毎月提出していただいている活動記録ノートを集計した活動日を基に記載しております。(2)活動強化月間の設定、①の目標については記載のとおり、従来と同じ4月から翌年1月です。②実績も同様です。(3)新規参入相談会への参加です。①目標は、毎年11月に公益社団法人千葉県園芸協会が主催する農林水産就業相談会に参加するものとし、②実績として、令和5年11月23日勤労感謝の日に開催された就農相談会に農業委員会事務局職員1名、農政課職員1名がWEBにて参加し、千葉県内外の就農希望者3名から相談がありました。その他に、新規就農相談を随時、農業委員会事務局及び農政課で受けております。令和5年農林水産就業相談会に農業委員会事務局職員、農政課職員が1名ずつ参加しております。続きまして、Ⅲ事務の実施状況ですが、1総会、部会の開催実績、2農地法第3条に基づく許可事務、3農地転用に関する事務、4転用違反への対応については、17ページのとおりです。

農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の説明につきましては、以上になります。

○議長

ただいま、議案第5号について事務局より説明がありました。何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(発言者なし)

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

——— (賛成者挙手) ———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第9号は承認と決しました。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

◎報告事項

○事務局長

総会議案19ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による相続に

関する届け出が2件。

総会議案20ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届け出が4件。

総会議案21ページをお願いいたします。農地法第5条第1項第6号の規定による届け出が3件ございました。

総会議案22ページをお願いいたします。利用権の中途解約に係る通知は4件。

総会議案23ページをお願いいたします。農地法施行規則第29条第13項に関する農地法制限除外の届け出は1件でございます。

総会議案24ページをお願いいたします。地目変更登記に係る法務局からの意見照会は2件でございます。

以上、報告を終わります。

○議長

本日ご提案をいただきました議案につきまして、審議が終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年度第2回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。